

保育サービス業総合補償

ベビーシッターが請負先で子供の世話をしている間の監督ミスや、調理した飲食物が原因で、保険期間中に子供及び第三者を死傷させたり、財物損壊を与えたことにより、ベビーシッターサービス業経営者が被る法律上の賠償責任を保障します。

お支払いの対象となる主な事故

- ・ベビーシッターがお子様を虐待し、頭部を切る大けがをさせてしまった。
- ・ベビーシッターの不注意により、電気ポットのふたが外れ、子供に大やけどをさせてしまった。
- ・ベビーシッターが子どもと遊んでいるとき、シッターの不注意により子供が転んで前歯を折ってしまった。
- ・ベビーシッターの管理が行き届かず、子供がブロックを踏んで転倒し腕を骨折した。

お支払する保険金

契約内容 (L コース)

対人賠償 《1名/1事故》	対物賠償 《1事故》	人格権侵害 《期間中》	初期対応費用 (1事故/期間中)	被害者治療費用 (1名/期間中)
1億／5億	500万円	1億円	500万限度	5万-50万

1. 法律上の賠償責任

① 身体事故の場合・・・治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料 など

② 財物事故の場合・・・修理費・再調達費用 など

2. 被害者に対する応急手当など緊急措置に要した費用

3. 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士報酬などの争訟費用

4. 人格権侵害担保による賠償責任・・・名誉毀損またはプライバシーの侵害により被害者が法律上の損害賠償責任を被る損害に対する費用

5. 初期対応費用・・・事故現場の保存・取片付け・写真撮影の費用・原因調査費用

6. 被害者治療費用・・・身体事故により、被害者が入院し、重度後遺障害を負い、または死亡した場合に、被保険者が負担した入院治療費用、社会通念上妥当な範囲のお見舞品やお見舞金にかかる費用

7. 上記の他、損害の拡大防止・軽減に要した費用、権利の保全・行使に要した費用、引受保険会社による解決に協力するため要した費用

① 感染症に関する特約事項

感染予防対策を講じ、自社の従業員、お子様、保護者その他第三者への感染予防に務めております。万が一、お子様が感染症に罹患し、またはそのおそれがあることにより生じた損害については、ベビーヘルパーPOPOは一切責任を負いかねます事をご了承下さい。

② 万が一の場合は、ベビーヘルパーPOPO 加入の損害保険で対応させていただきます。

但し、シッターの過失以外の原因、不可抗力の場合はこの限りではありません。

③ また、学会及び学会事務局は責任を負わないことを了承願います。

託児利用同意書

ベビーヘルパーPOPO 殿

託児室利用に当たりましては、上記「ベビーシッター業経営者賠償補償」に同意し、託児を利用します。

西暦 2026 年 月 日

保護者氏名

印